

都道府県・ 政令指定都市名	27 大阪府
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	大阪府男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和54年8月25日 根拠: 大阪府男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	大阪府男女共同参画審議会(平成14年4月1日改称)
設 置 年 月 日	平成10年4月1日
構 成 員	13 人 (女性 7 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月
名 称	おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)
改定・見直しの予定時期	令和3年3月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	大阪府男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年3月29日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 2 年度まで 40 %			
		40%以上60%未満			
	根 拠	おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)			
目標設定の対象である審議会等の範囲		法令又は条例を根拠に設置されている審議会等で、委員の任期が2年未満又は「一定期間内で知事の定める期間」の審議会等を除く			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(191)うち女性委員を含む審議会等数(169)		
	延総委員等数(4,583)	延女性委員等数(1,215)	女性比率(26.5)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(59)うち女性委員を含む審議会等数(56)		
	延総委員等数(2,972)	延女性委員等数(861)	女性比率(29.0)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(40)うち女性委員を含む審議会等数(38)		
	延総委員等数(1,441)	延女性委員等数(453)	女性比率(31.4)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6)		
	延総委員等数(81)	延女性委員等数(11)	女性比率(13.6)		
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	854 人 (令和 2 年 4 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	2		
そ の 他		()			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
			(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率		
本庁	計	596	48	8.1	117	6	5.1	154	6	3.9	325	36	11.1
	うち一般行政職	327	31	9.5	33	3	9.1	69	4	5.8	225	24	10.7
支庁・地方事 務所等	計	308	28	9.1	64	2	3.1	95	7	7.4	149	19	12.8
	うち一般行政職	93	10	10.8	5	2	40.0	15	2	13.3	73	6	8.2
全体	計	904	76	8.4	181	8	4.4	249	13	5.2	474	55	11.6
	うち一般行政職	420	41	9.8	38	5	13.2	84	6	7.1	298	30	10.1
(内数)	警察関係	299	6	2.0	131	3	2.3	137	2	1.5	31	1	3.2
	教育委員会	49	11	22.4	4	1	25.0	8	1	12.5	37	9	24.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	1,368	133	9.7	3,607	598	16.6
	うち一般行政職	535	95	17.8	1,253	363	29.0
支庁・地方事 務所等	計	1,389	106	7.6	5,366	586	10.9
	うち一般行政職	258	37	14.3	475	151	31.8
全体	計	2,757	239	8.7	8,973	1,184	13.2
	うち一般行政職	793	132	16.6	1,728	514	29.7
(内数)	警察関係	1,690	59	3.5	6,209	328	5.3
	教育委員会	81	16	19.8	215	78	36.3

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)
本庁	計	61	6	9.8	107	20	18.7	166	53	31.9
	うち一般行政職	42	4	9.5	63	18	28.6	111	36	32.4
支庁・地方事 務所等	計	20	1	5.0	271	25	9.2	162	50	30.9
	うち一般行政職	7	0	0.0	34	7	20.6	62	22	35.5
全体	計	81	7	8.6	378	45	11.9	328	103	31.4
	うち一般行政職	49	4	8.2	97	25	25.8	173	58	33.5
(内数)	警察関係	5	0	0.0	234	10	4.3	80	14	17.5
	教育委員会	6	0	0.0	12	3	25.0	28	9	32.1

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での長期研修 (4週間以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○						◎				
補佐級	○						◎				
係長級	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

			全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇 任	試 験		14,590	1,711	11.7
昇 格	試 験				

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	計	1,142	356	31.2
	うち 上級	771	269	34.9
	うち一般行政職	283	145	51.2
	うち 上級	226	115	50.9
	うち警察関係	662	117	17.7
	うち 上級	371	73	19.7

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	大阪府立男女共同参画・青少年センター			愛称・通称		ドーンセンター	
設置年月日	平成6年11月11日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：540-0008 住 所：大阪府中央区大手町1丁目3番49号 電話番号：06-6910-8500 FAX番号：06-6910-8775 ホームページ：https://www.dawncenter.jp/						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：ドーン運営共同体) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：大阪府府民文化部男女参画・府民協働課) ○ 指定管理者(名称：ドーン運営共同体) ○ その他(一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団)						
職 員 数	常勤 10 人、		非常勤 5 人		予算額	令和2年度 33,954	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間に係る取り組みについて広報・啓発) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画に係る啓発講座の開催) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性の面接・電話・法律相談、男性の電話相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報ライブラリーの運営等、人材情報データベースの運用) 5. 苦情処理(主な事項) 6. 交流促進(主な事項) ※ 実施しているもの：○ ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企業向けセミナーの開催等) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	大阪府女性基金		基金・基本財産額	14,335	千円
設置年月日	平成3年10月21日	出資者	大阪府		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 大阪府男女共同参画推進ネットワーク	加盟団体数	37	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数	44851	
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容: メールマガジンによる情報提供)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容 :)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 (内容: 女性職員・育児休業者に対する意欲向上研修を実施)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	128,142	156,300	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	○	○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度(2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)、「男女いきいきプラス」事業者認証制度(2, 3, 4, 5, 12)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	「男女いきいき」事業者表彰制度(2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称	OSAKA女性活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	大阪府の男女共同参画の現状と施策
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ パネル展示の実施	男女共同参画週間及びDV防止啓発関連の資料を展示し、広報啓発を行う。男女共同施策にかかる啓発冊子やリーフレット等を、セミナー等さまざまな機会に配布する。		6月、11月
・ 啓発冊子等の配布	男女共同参画週間及びDV防止啓発関連の資料を展示し、広報啓発を行う。男女共同施策にかかる啓発冊子やリーフレット等を、セミナー等さまざまな機会に配布する。		通年
・ 啓発のための上映会等の実施	男女共同参画週間及びDV防止啓発関連の資料を展示し、広報啓発を行う。男女共同施策にかかる啓発冊子やリーフレット等を、セミナー等さまざまな機会に配布する。		6月、11月
2. 表彰			
・ 「男女いきいき」事業者表彰制度	「男女いきいきプラス」認証事業者のうち、他の模範となる取組を行う事業者を表彰する。		通年
3. 講座			
・ 人材育成・啓発事業	男女共同参画社会の実現に資するため、市町村職員、学校教職員、府民等を対象に研修等を実施する。		通年
4. 相談事業			
・ 女性相談・男性相談	ドーンセンターにおいて、女性相談、DV被害者等の法律相談、DV被害者等のためのサポートグループ、男性電話相談を実施する。		通年
5. 情報収集・提供			
・ 情報ライブラリーの運営	ドーンセンター内情報ライブラリーにおいて、女性関連の図書・資料等を収集、閲覧、貸出サービスを行うとともに、情報相談を行う		通年
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画施策苦情処理制度の運用	男女共同参画施策等に関する府民からの苦情等に対応する。		随時
7. 交流促進			
・ 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク	配偶者からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。		随時
・ 大阪府男女共同推進ネットワーク会議の運営	行政と民間団体・グループによる幅広いネットワークを構築し、連携を図るとともにセミナー等を実施し、情報発信を行う。		未定
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営	配偶者からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。		随時
・ 大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の運営	行政と民間団体・グループによる幅広いネットワークを構築し、連携を図るとともにセミナー等を実施し、情報発信を行う。		未定
・ 「男女いきいき・元氣宣言」事業者制度、「男女いきいきプラス」認証制度の運営	男女がともにいきいき働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を登録・認証し、その取組を府が応援する。		通年
・ 産官学協働女性活躍推進事業の実施	産官学等が連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、平成27年度にOSAKA女性活躍推進会議を運営する。女性が能力を十分に発揮できる大阪をめざし、経済団体等との連携のもと、経営者の意識改革を図る啓発事業を実施する。		随時
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		3:その他	3:その他: 令和2年5月29日
議 会 名	大阪府議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 出産、出産支援(特に配偶者に限定していない)		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	大阪府議会会議規則		
条文本文			
第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、出産支援その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知	事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成31年4月7日 ~ 令和5年4月6日
副	知	事	3 人 (女性 0 人、男性 3 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	59	7	11.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	58	7	12.1	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	6	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	25	3	12.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
	2 国土利用計画地方審議会	23	5	21.7	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	19	0	0.0	大阪府交通安全対策会議の委員については、全てあて職であり積極的な女性の登用は困難である。
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	43	14	32.6	
	7 精神医療審査会	40	8	20.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	36	6	16.7	
×	10 准看護師試験委員会				
	11 麻薬中毒審査会	5	1	20.0	
	12 地方社会福祉審議会	21	5	23.8	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	27	9	33.3	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	15	2	13.3	
	15 国民健康保険審査会	9	2	22.2	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	14	5	35.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	55	13	23.6	
	19 建築審査会	7	4	57.1	
	20 都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
	21 都道府県都市計画審議会	30	5	16.7	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	18	5	27.8	
	24 石油コンビナート等防災本部	36	1	2.8	
×	25 公害健康被害認定審査会				
	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	60	3	5.0	
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	22	2	9.1	
	29 土地区画整理審議会	13	0	0.0	事業の収束期にあたり、継続性の観点から委員の大幅な改選は困難な状況にある。
	30 教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
	31 介護保険審査会	36	16	44.4	
×	32 都道府県固定資産評価審議会				
	33 感染症の診査に関する協議会	24	7	29.2	
	34 警察署協議会	652	280	42.9	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	9	4	44.4	
	37 都道府県国民保護協議会	26	2	7.7	
	38 地方独立行政法人評価委員会	15	6	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
	44 留置施設視察委員会	8	3	37.5	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	27	4	14.8	
	46 指定難病審査会	7	1	14.3	
	47 小児慢性特定疾病審査会	14	3	21.4	
	48 行政不服審査会	9	4	44.4	
	合 計	1,442	453	31.4	
	女性委員0の審議会数	2			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	5	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	33	3	9.1	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	11	1	9.1	
9	内水面漁場管理委員会	8	1	12.5	
合 計		81	11	13.6	
女性委員0の委員会数		3			